

(愛媛県報令和元年10月29日第51号外1別記)

行政監査結果報告書

(県職員が関与する任意団体の会計事務について)



まじめみきゃん

令和元年10月

愛媛県監査委員

目 次

第 1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査の主な着眼点	1
3 監査実施期間及び監査実施方法	1
4 監査の対象	2

第 2 県の庁舎内に事務局を置く任意団体の概要等(事前調査)

1 団体の概要等	4
2 県庁舎の使用状況	10
3 収支の規模及び県費の支出状況	10

第 3 監査の結果

1 団体業務に対する県職員の関与・指導の状況について	15
2 団体の運営状況について	16
3 結び	19

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、「県職員が関与する任意団体の会計事務について」をテーマとして実施した。

1 監査の目的

県の庁舎内（出先機関等を含む）には、実行委員会や協議会など、様々な任意団体が設置され、県と密接な連携を図りながら事業を実施している。

これらの団体では、県職員が事務局職員を兼ねているものや県が補助金等の財政的援助を行っているもの、業務委託を行っているもの等が相当数ある。

県が関与する任意団体の会計事務については、公金に準ずる適正な処理が求められていることから、不適切な処理の未然防止を図るとともに、今後の事務の改善に資することを目的とする。

2 監査の主な着眼点

（1）団体業務に対する県職員の関与・指導の状況について

- ・ 県職員の業務従事等による関与は適当か（根拠が明確か）
- ・ 県職員が団体の業務に従事する場合の手続きが適正に行われているか
- ・ 県と団体の事務区分は明確か
- ・ 行政財産使用許可に係る手続き及び経費負担が適正に行われているか

（2）団体の運営状況について

- ・ 諸規程（設置規程、経理規程等）は整備されているか
- ・ 総会・役員会・監事会等は適正に運営されているか
- ・ 事務事業の執行体制は適切か
- ・ 適正な経理処理が行われているか
- ・ 繰越金が発生している場合の対応方針は適切か

3 監査実施期間及び監査実施方法

（1）監査実施期間

平成30年12月から令和元年9月まで

(2) 監査実施方法

監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、監査事務局職員が関係職員からヒアリングし、併せて関係書類を閲覧する等の調査結果を踏まえ、委員監査を実施した。

4 監査の対象

監査対象とした任意団体は、事前調査結果を踏まえ、団体の決算規模、県職員の関与形態、県費支出額、所管部局のバランス等を考慮の上、31 団体を選定し、当該団体に関与する県の機関を監査対象とした。

なお、教育委員会については、平成 30 年度の包括外部監査において「教育委員会の財務に関する事務（主に県立学校に係るもの）の執行及び県立学校の事務の執行について」が実施されており、監査の観点の一部重複することから、行政監査の対象外とした。

表 1 県職員が関与する任意団体

区分	部局名	部局	団体数	選定団体数
本庁	知事部局	総務部	4	-
		企画振興部	14	4
		スポーツ・文化部	11	2
		県民環境部	7	1
		保健福祉部	8	2
		経済労働部	13	1
		農林水産部	22	5
		土木部	3	1
	公営企業管理局	公営企業管理局	1	-
	諸局	議会事務局	14	2
地方局	東予		32	4
	中予		16	2
	南予		60	5
地方機関			22	2
総計			227	31

(注) 出納局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、警察本部は該当団体なし。

表2 監査対象団体一覧

区分		所管部局	団体名	
本 庁	知 事 部 局	企画振興部	えひめ移住交流促進協議会	
			愛媛県離島振興協議会	
			愛媛県自転車新文化推進協会	
			松山空港利用促進協議会	
		スポーツ・文化部	愛媛スポーツ・レクリエーション祭実行委員会	
			愛媛県競技力向上対策本部	
		県民環境部	愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会	
		保健福祉部	愛媛県食生活改善推進連絡協議会	
			愛媛県薬物乱用防止指導員協議会	
		経済労働部	愛媛県地域産業活性化協議会	
		農林水産部	愛媛あかね和牛普及協議会	
			愛媛甘とろ豚普及協議会	
			愛媛県植物防疫生産資材協会	
			愛媛県里海づくり活動地域協議会	
	緑の少年団愛媛県連盟			
	土木部	しまなみ海道自転車道利用促進協議会愛媛事業本部		
	諸 局	議会事務局	愛媛県議会スポーツ振興議員連盟	
			愛媛県議会観光産業振興議員連盟	
	地 方 局	東 予	経済労働部	法皇山脈ブランド化推進協議会
			農林水産部	しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会
東予地区森林と緑の推進協議会				
土木部		愛媛県道路美化スポンサー事業推進協議会		
中 予		農林水産部	愛媛県中予家畜衛生推進協議会	
			中予地区森林と緑の推進協議会	
南 予		企画振興部	愛媛西伊予・大分中部地域間交流促進協議会	
			予土県境地域連携実行委員会	
		経済労働部	南予広域連携観光交流推進協議会	
		農林水産部	愛南町担い手協議会	
			八西地区青年農業者連絡協議会	
地 方 機 関		スポーツ・文化部	愛媛県美術館 友の会	
			愛媛自然科学教室	

第2 県の庁舎内に事務局を置く任意団体の概要等（事前調査）

監査を実施するに当たり、県庁舎内に事務局を置く任意団体（平成29年3月31日現在）について、県の全機関（教育委員会を除く）を対象として事前調査を実施し、各部局から報告された団体の概要等は次のとおりである。

1 団体の概要等

(1) 部局別団体数と設立後経過年数

事前調査の結果、各部局から報告のあった団体は227団体であった。

部局別団体数では農林水産部が116団体と約半数を占めており、116団体のうち約8割が地方局に所管のある団体で、特に南予地方局が53団体と約半数を占めていた。

これら団体の多くは、農業や林業従事者との相互の情報共有や技術の研鑽等を目的として設立されたものであった。

本庁、地方局、地方機関の別においては、本庁が97団体、地方局が108団体を所管しており、本庁においても農林水産部に前述の農業・林業従事者団体が22団体属していた。

表3 部局別団体数

所管部局	本庁			地方局			地方機関	計
	知事部局	公営企業管理局	諸局	東予	中予	南予		
総務部	4				1			5
企画振興部	14			1		2		17
スポーツ・文化部	11						5	16
県民環境部	7						3	10
保健福祉部	8			4	1	2	8	23
経済労働部	13			5		2		20
農林水産部	22			21	14	53	6	116
土木部	3			1		1		5
公営企業管理局		1						1
議会事務局			14					14
計	82	1	14	32	16	60	22	227
	本庁計 97			地方局計 108				

設立後経過年数別の団体数は表4のとおりであった。

設立後20年未満の団体が97団体(42.7%)と概ね半数を占める一方、50年以上経過している団体が35団体あった。

表4 部局別団体数と設立後経過年数

所管部局	10年未満	10 ～ 19 年	20 ～ 29 年	30 ～ 39 年	40 ～ 49 年	50 年 以上	不 明	計
総務部		1	1		1	2		5
企画振興部	8	2	3	1		2	1	17
スポーツ・文化部	5	4	1	2	1	3		16
県民環境部	2	1	1	2	2	1	1	10
保健福祉部	4	1	8	1	6	3		23
経済労働部	9	3	5	3				20
農林水産部	13	33	20	12	16	22		116
土木部	2	1				2		5
公営企業管理局					1			1
議会事務局	2	6	4		2			14
計	45	52	43	21	29	35	2	227
割合(%)	19.8%	22.9%	18.9%	9.3%	12.8%	15.4%	0.9%	100%

(2) 役員数

全団体(227団体)の役員総数は2,166人で、1団体当たりの平均役員数は9.5人であった。

1団体当たりの平均役員数はスポーツ・文化部の団体が17.9人と最も多く、これは「愛媛スポーツ・レクリエーション祭実行委員会」、「愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会」等の団体が、競技団体毎に役員を置いていたためであった。

役員数別の団体数では「1～9人の団体」が最も多く61.7%、次いで「10～19人の団体」が26.0%であった。

表5 役員数と役員数別の団体数

所管部局	全団体数 a	役員総数 b	1団体 当たり 役員 数 a / b	役員数別の団体数						
				0 人	1 人	10 人	20 人	30 人	40 人	50 人以上
総務部	5	85	17.0	1	2		1			1
企画振興部	17	115	6.8	1	12	4				
スポーツ・文化部	16	286	17.9		6	7			1	2
県民環境部	10	56	5.6	2	6	2				
保健福祉部	23	249	10.8	4	12	3	3			1
経済労働部	20	279	14.0	2	8	5	1	3	1	
農林水産部	116	937	8.1		78	36	1		1	
土木部	5	51	10.2		4		1			
公営企業管理局	1	4	4.0		1					
議会事務局	14	104	7.4	1	11	2				
計	227	2166	9.5	11	140	59	7	3	3	4
割合 (%)	100%	-	-	4.8%	61.7%	26.0%	3.1%	1.3%	1.3%	1.8%

(3) 県職員の役員への就任状況

県職員が役員に就任している団体は109団体(48.0%)で、1団体当たり平均2.3人が役員に就任している。

表6 県職員の役員への就任状況

所管部局	全体			県職員が役員に就任している団体			
	団体数 a	役員数 b	1団体 当たり 役員 数 c=b/a	団体数 d	県職員 役員数 e	1団体あたり	
						県職員 役員数 f=e/d	充当率 f/c
総務部	5	85	17.0	3	9	3	17.6%
企画振興部	17	115	6.8	14	20	1.4	20.6%
スポーツ・文化部	16	286	17.9	13	40	3.1	17.3%
県民環境部	10	56	5.6	3	7	2.3	41.1%
保健福祉部	23	249	10.8	9	51	5.7	52.8%
経済労働部	20	279	14.0	17	23	1.4	10.0%

農林水産部	116	937	8.1	44	84	1.9	23.5%
土木部	5	51	10.2	5	15	3	29.4%
公営企業管理局	1	4	4.0	1	1	1	25.0%
議会事務局	14	104	7.4	0	0	-	-
総計	227	2,166	9.5	109	250	2.3	24.2%

(4) 事務局職員数の状況

全団体（227 団体）の事務局職員の数総数は 2,066 人で、1 団体当たり平均職員数は 9.1 人であった。

事務局職員数別の団体数では「事務局職員が 1～2 人の団体」が最も多く 76 団体（33.5%）、次いで「3～4 人の団体」と「5～9 人の団体」が各 49 団体（21.6%）であった。

表 7 事務局職員数の状況

部局	全団体数	事務局職員		事務局職員数別団体数						
		総数	1団体当たり職員数	1 人	3 人	5 人	10 人	20 人	50 人	100 人以上
総務部	5	44	8.8	2		2		1		
企画振興部	17	309	18.2			9	5	1	2	
スポーツ・文化部	16	259	16.2	1	1	5	7	1		1
県民環境部	10	50	5	1	4	4	1			
保健福祉部	23	379	16.5	3	6	10		1	2	1
経済労働部	20	158	7.9	1	6	8	3	2		
農林水産部	116	764	6.6	54	31	10	15	3	3	
土木部	5	79	15.8		1		2	2		
公営企業管理局	1	9	9			1				
議会事務局	14	15	1.1	14						
計	227	2,066	9.1	76	49	49	33	11	7	2
割合(%)	-	-	-	33.5%	21.6%	21.6%	14.5%	4.8%	3.1%	0.9%

(5) 県職員の事務局職員への従事状況

全団体（227 団体）のうち、県職員が事務局職員として従事している団体は 217 団体

(95.6%)であった。

県職員が事務局職員として従事している 217 団体の事務局職員総数 1,944 人のうち、県職員は 1,099 人(56.5%)、1 団体当たりの平均県職員数は 5.1 人であった。

表 8 県職員の事務局職員数への従事状況

所管部局	全団体		うち県職員従事団体				
	団体数 a	事務局 職員数 b	団体数		県職員数		
			c	割合 a/b	d	割合 d/b	平均 県職員数 d/c
総務部	5	42	4	80.0%	38	90.5%	9.5
企画振興部	17	309	17	100.0%	98	31.7%	5.8
スポーツ・文化部	16	259	16	100.0%	239	92.3%	14.9
県民環境部	10	50	10	100.0%	44	88.0%	4.4
保健福祉部	23	373	20	87.0%	99	26.5%	5.0
経済労働部	20	151	19	95.0%	150	99.3%	7.9
農林水産部	116	657	111	95.7%	367	55.9%	3.3
土木部	5	79	5	100.0%	48	60.8%	9.6
公営企業管理局	1	9	1	100.0%	1	11.1%	1.0
議会事務局	14	15	14	100.0%	15	100.0%	1.1
総計	227	1,944	217	95.6%	1,099	56.5%	5.1

(注) 残る 10 団体は県職員が役員のみ従事

(6) 県職員が団体へ従事する根拠等

県職員が役員および事務職員として団体に従事する根拠は、公務として就任する「職務命令」が最も多く 113 団体(49.8%)、職務専念義務の免除を行って従事している団体が 112 団体(49.3%)であった。

表 9 県職員が任意団体へ従事する根拠等

所管部局	職務命令 によるもの	職務専念 義務免除 によるもの	その他	計
総務部	4	1		5
企画振興部	14	3		17

スポーツ・文化部	13	3		16
県民環境部	7	3		10
保健福祉部	18	3	2	23
経済労働部	20			20
農林水産部	17	99		116
土木部	5			5
公営企業管理局	1			1
議会事務局	14			14
総計	113	112	2	227
割合	49.8%	49.3%	0.9%	100.0%

(注) その他は厚生労働省通知部分の業務は職務命令、それ以外(懇親会等)は休暇対応の団体

(7) 設置規程等の整備状況

「団体の設置運営規程」はすべての団体で整備されていたが、「団体等の意思決定、事務処理に係る規程(決裁規程等)」の整備状況は61団体(26.9%)、「会計処理に係る規程」の整備状況は82団体(36.1%)、であった。

表10 設置規程等の整備状況

部局	団体 総数	団体等の 会則・規約		団体等の意思決定、 事務処理に係る規程 (決裁規程等)		会計処理に係る 規程	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
総務部	5	5	100.0%	1	20.0%	2	40.0%
企画振興部	17	17	100.0%	11	64.7%	13	76.5%
スポーツ・文化部	16	16	100.0%	6	37.5%	6	37.5%
県民環境部	10	10	100.0%	4	40.0%	6	60.0%
保健福祉部	23	23	100.0%	7	30.4%	9	39.1%
経済労働部	20	20	100.0%	13	65.0%	13	65.0%
農林水産部	116	116	100.0%	18	15.5%	31	26.7%
土木部	5	5	100.0%	1	20.0%	2	40.0%
公営企業管理局	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
議会事務局	14	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	227	227	100.0%	61	26.9%	82	36.1%

2 県庁舎の使用状況

(1) 県庁舎の使用状況

庁舎使用について行政財産の目的外使用許可を受けている団体は10団体(4.4%)であった。

表1-1 行政財産の目的外使用許可の有無

所管部局	有	無	総計
総務部		5	5
企画振興部	3	14	17
スポーツ・文化部	2	14	16
県民環境部		10	10
保健福祉部	3	20	23
経済労働部		20	20
農林水産部	2	114	116
土木部		5	5
公営企業管理局		1	1
議会事務局		14	14
総計	10	217	227
割合	4.4%	95.6%	100.0%

3 収支の規模及び県費の支出状況

(1) 平成29年度支出額

平成29年度支出決算額については「1円以上50万円未満」の団体数が最も多く72団体(31.7%)であった。次いで、「50万円以上100万円未満」が45団体(19.8%)であった。

表1-2 平成29年度支出額

所管部局	0円	1万円以上50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上250万円未満	250万円以上500万円未満	500万円以上1千万円未満	1千万円以上1億円未満	1億円以上	総計
総務部	1	2		1				1	5
企画振興部		2	1	3	1	6	2	2	17

スポーツ・文化部	3	1	1	3	1	1	4	2	16
県民環境部		4	1	2	1	1	1		10
保健福祉部		7	6	3	5	2			23
経済労働部	1	1	1	1	4	2	10		20
農林水産部	1	48	29	24	3	5	6		116
土木部		1		3			1		5
公営企業管理局				1					1
議会事務局	2	6	6						14
総計	8	72	45	41	15	17	24	5	227
割合	3.5%	31.7%	19.8%	18.1%	6.6%	7.5%	10.6%	2.2%	100.0%

(2) 平成 29 年度収入額

平成 29 年度収入決算額については、「100 万円以上 250 万円未満」の団体数が最も多く 52 団体(22.9%)であった。次いで、「1 円以上 50 万円未満」で 49 団体(21.6%)であった。

表 1 3 平成 29 年度収入額

所管部局	0 円	1 円 50 万円未満	50 万円 100 万円未満	100 万円 250 万円未満	250 万円 500 万円未満	500 万円 1 千万円未満	1 千万円 1 億円未満	1 億円以上	総計
総務部		2			1	1		1	5
企画振興部		1	1	1	3	5	4	2	17
スポーツ・文化部	3		1	3	2	2	3	2	16
県民環境部		2	2	2	2	1	1		10
保健福祉部		6	5	5	4	2	1		23
経済労働部	1	1	1	1	4	2	10		20
農林水産部	1	35	30	33	6	5	5	1	116
土木部		1		1	2		1		5
公営企業管理局				1					1
議会事務局	1	1	7	5					14
総計	6	49	47	52	24	18	25	6	227
割合	2.6%	21.6%	20.7%	22.9%	10.6%	7.9%	11.0%	2.6%	100.0%

(3) 平成 30 年度への繰越額

平成 30 年度への繰越額については「1 円以上 50 万円未満」の団体数が最も多く 140 団体(61.7%)であった。

表 1 4 平成 30 年度への繰越額

所管部局	0 円	1 50 万円 以上 未満	50 100 万円 以上 未満	100 250 万円 以上 未満	250 500 万円 以上 未満	500 1 万円 以上 1 千 万円 未満	1 千 万円 以上	総 計
総務部		1	2	1		1		5
企画振興部	2	5	2	3	1	3	1	17
スポーツ・文化部	7	4	1	3			1	16
県民環境部	1	6	2	1				10
保健福祉部	5	11	4	3				23
経済労働部	2	9		3	2	3	1	20
農林水産部	5	93	10	7			1	116
土木部		1	1	2	1			5
公営企業管理局			1					1
議会事務局	1	10	2	1				14
総計	23	140	25	24	4	7	4	227
割合	10.1%	61.7%	11.0%	10.6%	1.8%	3.1%	1.8%	100.0%

(4) 県費の支出状況

県が補助金、負担金、委託料などの県費を支出している団体は 88 団体 (38.8%)、平成 29 年度に収入のあった 221 団体の 39.8%であった。

団体へ支出した県費総額は約 61 億円で、団体の収入総額の 75.3%であった。

表 1 5 県費の支出状況

所管部局	全団 体数	H29 年度収入がある団体数				H29 年度収入総額		
		H29 年度収入がある 団体数	県費を支出した団体数		H29 年度収入総額	うち県費		
			割合	割合		うち県費	割合	
a	b	c	c/a	c/b	d	e	e/d	
総務部	5	5	1	20.0%	20.0%	628,157,329	29,000	0.0%
企画振興部	17	17	14	82.4%	82.4%	467,912,140	234,738,409	50.2%

スポーツ・文化部	16	13	9	56.3%	69.2%	6,073,265,500	5,623,338,382	92.6%
県民環境部	10	10	5	50.0%	50.0%	35,041,909	2,915,000	8.3%
保健福祉部	23	23	5	21.7%	21.7%	48,637,271	1,356,802	2.8%
経済労働部	20	19	17	85.0%	89.5%	388,097,399	185,817,370	47.9%
農林水産部	116	115	35	30.2%	30.4%	432,356,756	59,517,376	13.8%
土木部	5	5	2	40.0%	40.0%	21,294,480	1,623,000	7.6%
公営企業管理局	1	1	0	0.0%	0.0%	2,046,527	0	0.0%
議会事務局	14	13	0	0.0%	0.0%	11,524,636	0	0.0%
計	227	221	88	38.8%	39.8%	8,108,333,947	6,109,335,339	75.3%

(5) 県費の内訳

県費約 61 億円の内訳は、負担金が最も多く約 60 億円(98.6%)、次いで委託料約 4 千 5 百万円(0.7%)、補助金約 4 千万円(0.7%)であった

表 1 6 県費の内訳

所管部局	補助金	負担金	委託費	計
総務部		29,000		29,000
企画振興部		234,641,851	96,558	234,738,409
スポーツ・文化部	2,358,894	5,595,309,998	25,669,490	5,623,338,382
県民環境部	2,265,000		650,000	2,915,000
保健福祉部	749,174		607,609	1,356,783
経済労働部	11,230,326	156,420,200	18,166,844	185,817,370
農林水産部	23,237,376	36,080,000	200,000	59,517,376
土木部		1,623,000		1,623,000
公営企業管理局				0
議会事務局				0
総計	39,840,770	6,024,104,049	45,390,501	6,109,335,320
割合	0.7%	98.6%	0.7%	100.0%

(6) 県費支出額別の団体数

県費支出額別の団体数は「10 万円未満」の団体が 23 団体(26.1%)、「10 万円以上 50

万円未満」の団体が 23 団体(26.1%)で、県費支出額が 50 万円未満の団体が約半数を占めていた。

表 1 7 県費支出額別の団体数

所管部局	10 万 円 未 満	10 50 万 万 円 円 以 未 上 満	50 100 万 万 円 円 以 未 上 満	100 250 万 万 円 円 以 未 上 満	250 500 万 万 円 円 以 未 上 満	500 1 万 千 円 万 以 円 上 未 満	1 1 千 億 万 円 以 円 上 未 満	1 億 円 以 上	総 計
総務部	1								1
企画振興部	1	4	1	4	2			2	14
スポーツ・文化部	1			3			3	2	9
県民環境部		2	2	1					5
保健福祉部		5							5
経済労働部		2		4	6	1	4		17
農林水産部	20	9	1	1	1	1	2		35
土木部		1		1					2
公営企業管理局									
議会事務局									
総計	23	23	4	14	9	2	9	4	88
割合	26.1%	26.1%	4.5%	15.9%	10.2%	2.3%	10.2%	4.5%	100.0%

第3 監査の結果

選定した31団体において、着眼点である「団体業務に対する県職員の関与・指導の状況」及び「団体の運営状況」について監査を実施したところ、団体業務に対する県職員の関与や団体運営は概ね適切に行われていると認められる。

しかしながら、一部の団体において適正を欠く事例が見受けられたので、以下のとおり、監査の結果及び意見を述べる。

今回監査対象とならなかった団体の業務、運営に関与する全ての機関において、これらを参考に、適正な執行がなされることを期待するものである。

1 団体業務に対する県職員の関与・指導の状況について

(1) 組織体制について

県職員が団体の業務に従事するにあたっての服務上の取扱いについては、25団体が「職務命令」、6団体が「職務専念義務免除」であった。

このうち、団体の事務局職員を兼ねていない県職員が、団体の決裁過程に関わっている例（県の職制での決裁等）があった。

団体業務が本来業務と合致しているとして職務命令で従事する場合にあっても、その業務内容について県が関与すべき内容であるか、引き続き精査が望まれる。また、職務専念義務免除の手続きを取る場合は、公務を優先することが原則であるから、必要最小限の承認がなされるべきであり、安易に拡大することのないよう留意されたい。

団体の事務局が県庁舎内にあったとしても、団体と県は別の組織であることを踏まえ、県の事務と渾然一体となって処理することがないよう、留意が必要である。

(2) 行政財産の目的外使用許可について

行政財産の目的外使用許可について、本県では専任の職員を雇用している場合や団体専用の物品などを執務室内に設置している場合に行政財産の目的外使用許可が必要になるとしている。今回確認した団体については、行政財産の目的外使用許可を受けている団体は2団体であった。

今回監査対象とならなかった団体について、法令の規定等に基づき適正な取り扱いがなされているか、団体の庁舎使用の実態に応じて再点検されたい。

(3) 県の指導の状況について

団体に対し、県が監査、検査等を行い指導しているとしたのは、8 団体であった。県の指導があるとした団体では、所管する部局内で、各団体共通の事務取扱要領等を制定しており、その中で団体の監事監査とは別に、所属の長等による検査についての規定が設けられていた。また、必要に応じて外部検査をすることができる旨、規定している団体もあった。

県職員が従事する団体は県と別組織であるが、県民からすればその区別は難しく、県と一体のものとして見えること、さらに県職員が職務として携わっている場合には、県民に対して説明責任を負うとともに、その事務処理について公務と同様透明性や正確性が求められることから、県は適宜団体の会計事務等が適切に行われるよう指導されたい。

2 団体の運営状況について

(1) 規約・規程の整備状況について

今回監査対象としたすべての団体において、会則・規約は制定されていた。

会則・規約だけではなく各種規程を整備し、適切に運用している団体がある一方で、事務処理や会計処理を行う根拠となる個別の規程がないまま、県の事務決裁規程や会計規則に準じて事務処理や会計処理を行っている団体もあった。

任意団体は県とは異なる組織であり、その運営に補助金や負担金など多額の県費が支出されている団体も多いことから、その事務処理や会計処理に当たっては、一層透明性が確保されるよう、決裁権限や文書、公印の取扱い等について定めた事務処理規程や収入・支出の手続き等を定めた各団体個別の会計規程を整備することが望ましい。

(2) 総会・役員会等の運営について

総会や役員会の開催状況を見ると、規約や会則に定められているこれら会議を開催していない団体はなかった。また、監事監査についても実施していない団体はなかった。

しかし、規約等に理事会等の成立要件、議決要件が定められていないもの、また、議事録等の作成について会則等に規定がないため、議決事項を審議したことを証する書類が作成・保管されていない団体があった。

これら団体にあっては、意思決定の適切性や意思決定の過程が不透明で、予算、決

算、事業計画等の団体の運営にとって重要な事項の審議、承認の状況が客観的に分からないなど、透明性の確保が不十分な状態となっていた。

また、規約上は予算について総会での承認を求めなければならないとされているところ、予算を作成していない団体があった。

団体の意思決定に係る事項については、それが適切に決定され運用されている旨が分かるように、経過や結果についての記録を整備しておくことが望ましい。

(3) 事務処理・会計処理について

ア 不適切な事務処理・会計処理について

収入・支出事務や契約事務、履行確認などにおいて、改善が必要と認められる事項が次のとおり見受けられた。

- ・協議会規約で会計年度を定めているが、次年度事業の契約を前年度中に行っていたもの。

- ・契約保証金免除の意思決定をしないまま、契約保証金を免除していたもの。

また、契約保証金免除の申請がないにもかかわらず、意思決定もないまま、契約保証金を免除していたもの。

- ・旅費の支払いにおいて、債権者(旅行者)と支払先(口座名義人)が一致しないもの。

- ・団体の事業に係る経費の大部分を担当職員が自費で立替払いしていたもの。

- ・物品購入時の納品確認や契約の履行確認が適切に行われていなかったもの。

- ・公印の管理が不適切であったもの。

(公印を担当者が管理している、保管庫等での保管がなされていないなど)

- ・会費と引き換えに交付する会員証の管理(受払の確認や書損じ会員証の管理など)が適切に行われていなかったもの。

- ・領収書の発行に改善が望まれるもの(領収書控えが保管されていないなど)。

- ・団体が保有する備品について、台帳等が作成されていなかったもの。

イ 団体が定める規程と事務処理・会計処理の不一致について

上記の不適切な事務処理・会計処理以外に、団体が個々に定めている規程と照らし合わせて、その処理が規程と一致していない、以下のような例が見受けられた。

- ・団体の事務処理規程において、公印使用時には公印使用簿に記入することとされているが、公印使用簿が作成されていなかったもの。

- ・団体の事務処理規程において定められている者以外の者が銀行届出印を管理していたもの。

- ・団体の旅費規程において、旅費の額については（県）職員の旅費に関する条例の例によるとされているところ、条例に規定されているとおりに支払われていないもの。
- ・団体の旅費規程において、受領代理人が旅費を受領したときは速やかに旅行者に手渡し、領収印を徴するとされているところ、領収書等がなかったもの。
- ・団体の会計規程では支出の原因となるべき契約その他の行為が生じた場合は支出負担行為を行うとされているが、支出負担行為書等の様式は定められておらず、支出負担行為がなされていなかったもの。

県政にとって重要な案件について、市町や民間の協働を得ながら、機動的に事業を推進していく方法の一つとして、任意団体が設立されているが、任意団体は県とは違い、出納審査機関の審査を経ないで支出事務を行うことから、ルールと異なる事務処理が積み重なると内部統制の破綻をきたし、大きな事務処理ミスや不祥事につながる恐れもある。

団体の会計事務をはじめとする各種の事務処理については、基本的なルール(各種の規程等)の遵守や内部統制体制の確立に努め、より一層自律的に運営されるよう努められたい。

(4) 繰越金について

団体の収入・支出額に比して、次年度繰越金が多額と思われる団体がいくつかあった。これらの団体では、次年度の会費収入や県費負担金等を見直し減額した団体もあれば、今後数年間かけて事業量を増やし繰越金の解消を計画している団体、将来発生が予想される費用に充てるために積立てている団体など様々であった。

事業量を増やし繰越金を縮小する予定であったが計画通りに進捗していない団体もあり、事業内容の見直しが十分なされているとはいいがたいものもあった。

団体が資金の一部を次年度へ繰越すことは一定程度やむを得ないが、団体の繰越金は会員からの会費や県や市町からの負担金等の収入から生じているものであることを踏まえ、団体が安定的に運営を行うのに必要な程度に留めるのが適当である。

今後も引き続き繰越金の推移を注視し、事業計画や会費等の適時の見直しについて、任意団体が自ら検討することはもちろん、県の財政的支援の必要性についても再検討することが望ましい。

3 結び

県には従前から、市町や民間企業等の協力を得ながらその時々の行政課題やニーズ等に対応する事業を機動的・効果的に進めるために、協議会や実行委員会などの任意団体が設置されている。

県が関与するこれら任意団体の会計事務については、公金に準ずる適正な処理が求められるが、過去には本県職員による不祥事が発生し、また近年でも、他県において同様の事案が発生していることから、今回、「県職員が関与する任意団体の会計事務」をテーマに任意団体を選定し、その団体を所管する県の機関に対し監査を実施した。

監査の結果、任意団体の会計事務は概ね適正に行われていると認められた。

しかしながら、任意団体は組織規模が比較的小規模な団体であることが多いため、団体の運営や経理において根拠となる規程等の整備が不十分であったり、詳細に規程を定めている場合でも、県費を支出する場合と違って出納機関による審査を経ないで経費の支出が行えることなどから、規程に定める事務手続きが省略されたり、簡略化されていても、誰にもチェックされないまま完結しているような例も確認されたところである。

任意団体は県とは別の組織であるが、県職員が役員や事務局職員として従事していることから、県民から見ると団体事業と県事業は区別しにくく、一体のものとして受け取られる懸念があること、任意団体の多くが県や市町から負担金や補助金等の財政的支援を受けていることなどから、県と同様、事務処理の透明性の確保や説明責任が求められることは言うまでもない。

小さな不適切な事務処理が積み重なり、大きな不祥事を発生させることのないよう、各所管課は自ら事務処理をチェックし、内部統制機能を十分に発揮するよう努められたい。

また、団体が設立されて、県が関与するスキームがひとたび形作られると、県の牽制機能が十分に働かなく恐れがあることや、任意団体を経由することにより県費で支出が困難な経費が安易に支出される懸念もあることから、団体を設置するに当たってはその必要性や県職員の従事の在り方等について十分な検討が求められるし、関与については最小限で最大の効果が得られるように留意する必要がある。

現在設置されている団体についても、社会情勢の変化の中で、団体の事業が今の行政課題等に沿ったものであるか、設置目的を達成しているか、県職員の従事の在り方は適切であるか、常に検証することが望ましい。

最後に、今回監査対象とならなかった他の任意団体を所管する課においても、団体の今後の在り方や県の関与について見直しや点検を行い、県の任意団体に対する支援等が適切に行われ、もって、適正で効率的な団体運営が確保されることを期待するものである。